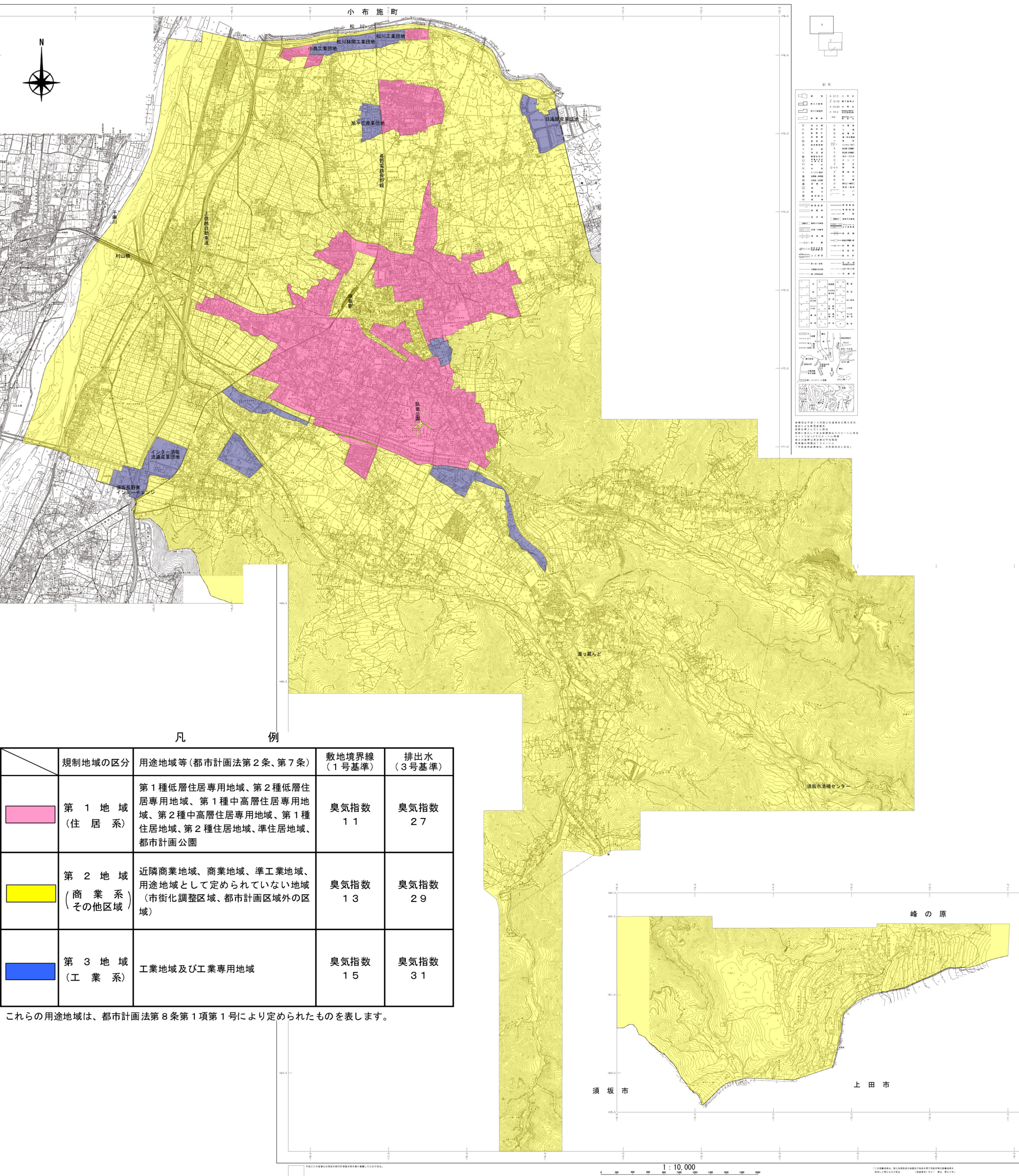
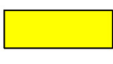


須坂市悪臭防止法規制地域図

告示 平成25年10月 1 日
施行 平成26年 4 月 1 日



	規制地域の区分	用途地域等（都市計画法第2条、第7条）	敷地境界線（1号基準）	排水水（3号基準）
	第 1 地 域 （住 居 系）	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画公園	臭気指数 1 1	臭気指数 2 7
	第 2 地 域 （商 業 系） その他区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域（市街化調整区域、都市計画区域外の区域）	臭気指数 1 3	臭気指数 2 9
	第 3 地 域 （工 業 系）	工業地域及び工業専用地域	臭気指数 1 5	臭気指数 3 1

これらの用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号により定められたものを表します。

詳細な規制地域については生活環境課にお問い合わせ下さい。

須 坂 市 役 所